

傷害基本特約条項

第1章 当社の責任

第1条(当社の支払責任)

① この基本特約条項において、団体医療保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当社の支払責任)の「支払事由」とは、保険証券記載の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってその身体に傷害を被ったことをいい、当社はその支払事由に対して、この基本特約条項および普通約款の規定に従い、保険金(傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をいいます。以下、第11条(保険金の請求)および第12条(当社の指定医による診察等の要求)を除き同様とします。)を支払います。

② 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸取または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

第2条(用語の定義)

この基本特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 入院

第1条(当社の支払責任)に規定する支払事由(以下「支払事由」といいます。)が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当することをいいます。

ア. 医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)による治療が必要な場合において、自宅等(老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。)での治療が困難なため、病院または診療所(以下「病院等」といいます。)に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。ただし、美容上の処置による入院、治療を伴わない診断のための検査入院、人間ドック検査による入院、治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は除きます。

イ. 別表1の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けること

(2) 手術

医師による治療が必要な場合において、治療を直接の目的として、病院等において、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表2に掲げるものを指します。ただし、美容上の処置による手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術は含みません。

(3) 通院

医師による治療が必要な場合において、病院等に通り、医師の治療を受けること(往診を含みます。)をいいます。

(4) 免責期間

被保険者が入院を開始した日から起算して、継続して入院した保険証券記載の日数をいい、当社は、入院日数が入院を開始した日から継続してこの期間をこえない限り傷害入院保険金を支払いません。

(5) 継続契約

この基本特約条項および普通約款に基づく保険契約(当社が、同種の危険を担保するものと認めた保険契約または特約を含みます。以下「傷害基本特約付帯契約」といいます。)の保険期間の終了日(その傷害基本特約付帯契約が終了日前に解除されていた場合またはこの基本特約条項が解除されていた場合にはその解除日)を保険期間の開始日とする傷害基本特約付帯契約をいいます。

(6) 初年度契約

前号の継続契約以外の傷害基本特約付帯契約をいいます。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

当社は、保険期間中に生じた事故による傷害に限り、保険金を支払います。

第2章 保険金を支払わない場合

第4条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由のほか、次の各号に掲げるいずれかの事由による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

(2) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。

(1) 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間

(2) 被保険者が別表4に掲げる職業に従事している間

(3) 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。

(4) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を被保険者が操縦している間

第3章 保険金の種類および支払額

第6条(傷害入院保険金の支払)

① 当社は、被保険者が第1条(当社の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合において、1回の事故について、継続したその入院日数が免責期間をこえたときは、その入院日数に対し、1日につき、保険証券記載の傷害入院保険金日額(以下「傷害入院保険金日額」といいます。)を傷害入院保険金として被保険者に支払います。

② 当社が、1事故につき支払う傷害入院保険金の入院日数は、保険証券記載の傷害入院保険金支払限度日数を限度とします。また、当該被保険者に関して、初年度契約および継続契約の保険期間を通算した期間を通じ支払う傷害入院保険金の入院日数は、保険証券記載の傷害入院保険金通算支払限度日数を限度とします。

③ 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては傷害入院保険金を支払いません。

④ 傷害入院保険金の支払を受けられる入院と、疾病基本特約条項(以下「疾病基本特約」といいます。)第5条(疾病入院保険金の支払)の疾病入院保険金(以下「疾病入院保険金」といいます。)の支払を受けられる入院が被保険者に重複して生じたときは、当社は、その重複する入院期間に対しては疾病入院保険金は支払わず、傷害入院保険金を支払います。ただし、疾病入院保険金日額が傷害入院保険金日額をこえる場合は、第1項の規定にかかわらず、その重複する入院期間に対しては疾病入院保険金を支払い、傷害入院保険金は支払いません。

第7条(傷害手術保険金の支払)

① 当社は、被保険者が第1条(当社の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として入院した場合に、入院の原因となった傷害の治療を直接の目的として別表2に掲げる手術を受けたときは、傷害入院保険金日額に手術の種類に応じて別表2に掲げる倍率を乗じた額を、傷害手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限りです。

② 当社は、被保険者が1事故に基づく傷害に対して2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表2に掲げる倍率の最も高いいづれか1種類の手術についてのみ傷害手術保

險金を支払います。

- ③ 当社は、1事故に基づき傷害に対する手術について、事故の日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

第8条(傷害通院保険金の支払)

① 当社は、被保険者が第1条(当社の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、その日数に対し、1日につき、保険証券記載の傷害通院保険金日額を傷害通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなあったとき以降の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

② 当社が、1事故につき支払う傷害通院保険金の通院日数は保険証券記載の傷害通院保険金支払限度日数を限度とします。

③ 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたとき当社が認めたときは、その日数に対し、傷害通院保険金を支払います。

④ 当社は、前3項の規定にかかわらず、第6条(傷害入院保険金の支払)の傷害入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

⑤ 当社は、いかなる場合においても、次の各号のいずれかに該当する通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(1) 被保険者が、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に初めて通院を開始した場合。ただし、その事故による傷害の治療のために入院を開始した後に初めて通院を開始した場合を除きます。

(2) 事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院

⑥ 被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては傷害通院保険金を支払いません。

第9条(他の身体の障害の影響)

① 保険金支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときは、当社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定して保険金を支払います。

② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

第4章 事故の発生および保険金請求の手続き

第10条(事故の通知)

① 被保険者に支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします。)は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。第12条(当社の指定医による診察等の要求)第1項において同様とします。)を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社の認める正当な理由なく、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、当社は保険金を支払いません。

(1) 前項の規定に違反したとき

(2) 前項の通知もしくは説明につき、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき

第11条(保険金の請求)

① この基本特約条項またはこの基本特約条項に付帯された各特約条項の保険金もしくは一時金(以下、この条および第12条(当社の指定医による診察等の要求)において「保険金」といいます。)の支払を受けようとするときは、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。)は、別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

② 当社は、別表5に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第12条(当社の指定医による診察等の要求)

① 当社は、保険金請求の原因となる事由の通知または保険金の請求を受けた場合において、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)等の関係者に対して求めることができます。

② 前項の規定による当社の申出について、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、保険金を支払いません。

第5章 その他

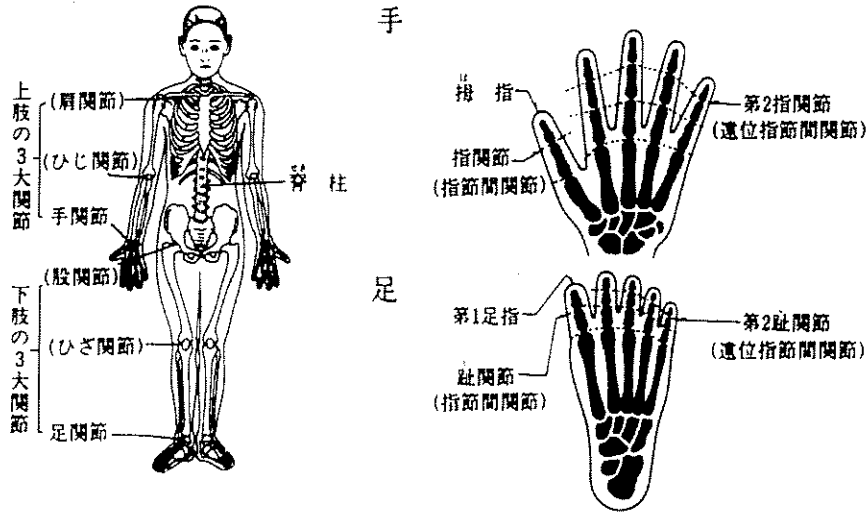
第13条(準用規定)

この基本特約条項に定めのない事項については、この基本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表1(第2条第1号関係)

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
2. 咀嚼^まくまたは言語の機能を失っていること
3. 両耳の聴力を失っていること
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
5. 1下肢の機能を失っていること
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること

(注1) 第4号の規定中「手関節」および「関節」については(注3)の関節などの説明図によります。
 (注2) 第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。
 (注3) 関節などの説明図



別表2(第2条第2号関係)

対象となる手術(注)	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く) (1) 植皮術(25cm ² 未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む)	20
2. 筋、腱、腱鞘の手術 (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術	10
3. 四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除く) (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術	10
4. 四肢骨の手術(抜釘術を除く) (1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む)	20
5. 四肢切断、離断、再接合の手術 (1) 手指、足指を含む四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20
(2) 手指、足指を含む切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)	20

6. 手足の手術 (1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	10
8. 脊柱、骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む) (1) 脊柱・骨盤観血手術	20
9. 頭蓋、脳の手術 (1) 頭蓋骨観血手術(鼻骨、鼻中隔を除く)	20
(2) 頭蓋内観血手術(穿頭術を含む)	40
10. 脊髄、神経の手術 (1) 神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 (1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 (1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除及び組織又は義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10

対象となる手術(注)	倍率
(2)虹彩癒着剥離術	10
(3)緑内障観血手術(レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する)	20
16. 網膜の手術	
(1)網膜剥離症手術	20
(2)網膜光凝固術	20
(3)網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1)白内障・水晶体観血手術	20
(2)硝子体観血手術	20
(3)硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1)観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(2)乳突洞解放術、乳突切開術	10
(3)中耳根本手術	20
(4)内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術	
(1)鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	10
(2)副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1)気管異物除去術(開胸術によるもの)	40
(2)喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1)甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術	
(1)頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1)胸郭形成術	20

(2)開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術	40
(3)胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10
24. 心、脈管の手術	
(1)観血的血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く)	20
(2)大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸または開腹術を伴うもの)	40
(3)開心術	40
(4)その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1)開腹術を伴うもの	40
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1)腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	40
(2)尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20
(3)尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	20
(4)陰茎切断術	40
(5)睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6)卵管・卵巣・子宮・子宮付属器手術(人工妊娠中絶術、経膈操作を除く)	20
(7)膈腸癒着閉鎖術	20
(8)造膈術	20
(9)膈壁形成術	20
(10)副腎摘出術	40
(11)その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1)上記以外の開頭術	40
(2)上記以外の開胸術	40

対象となる手術(注)	倍率
(3)上記以外の開腹術	40
(4)上記以外の開心術	40
(5)ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査、処置は除く)	10

(注)吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

別表3(第5条第1号関係)

第5条(保険金を支払わない場合—その2)第1号の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表4(第5条第2号関係)

第5条(保険金を支払わない場合—その2)第2号の職業とは、次に掲げるものをいいます。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

別表5(第11条関係)

<保険金請求書類>					
提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 当社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書		○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書			○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○
8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書		○			
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○			
11. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人の指定がない場合)		○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○

(注)保険金を請求するときには、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

天災危険担保特約条項

当社は、この特約条項により、傷害基本特約条項第4条(保険金を支払わない場合—その1)第3号および第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

当社は、この特約条項により、傷害基本特約条項別表2に記載の倍率を「10」とあるのを「15」、「20」とあるのを「30」、「40」とあるのを「50」と読み替えて適用します。

傷害死亡・後遺障害保険金担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、この特約条項により、保険証券記載の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が傷害基本特約条項(以下「傷害基本特約」といいます。)第1条(当会社の支払責任)に規定する「支払事由」に該当した場合に、この特約条項、傷害基本特約および団体医療保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、保険金(傷害死亡保険金または傷害による後遺障害保険金(以下「後遺障害保険金」といいます。))を支払います。以下同様とします。)

第2条(傷害死亡保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、保険証券記載の傷害死亡保険金額(以下「傷害死亡保険金額」といいます。)の全額(すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を控除した残額)を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- ② 第5条(死亡保険金受取人の指定または変更)第1項から第3項までの規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- ③ 第5条(死亡保険金受取人の指定または変更)第5項の死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- ④ 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害によって死亡したものと推定します。

第3条(後遺障害保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害(身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。))が生じたときは、傷害死亡保険金額に別表1の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて 180 日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、当会社は、事故の日からその日を含めて 181 日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- ③ 別表1の各号に該当しない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1号(3)、(4)、第2号(3)、第4号(4)および第5号(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- ④ 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7号から第9号までに掲げる上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は傷害死亡保険金額の60%をもって限度とします。
- ⑤ すでに身体に障害のあった被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2の各号のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、すでにあった身体の障害(以下この項において「既存障害」といいます。))がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する割合から、既存障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害保険金を支払います。
- ⑥ 前各項の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡保険金額をもって限度とします。

第4条(事故の通知)

- ① 被保険者に支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。))は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。))を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。))は、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社の認める正当な理由なく、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、当会社は保険金を支払いません。

(1) 前2項の規定に違反したとき

(2) 前2項の通知もしくは説明につき、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき
第5条(死亡保険金受取人の指定または変更)

- ① 保険契約締結の際、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を指定することができます。
- ② 第2条(傷害死亡保険金の支払)第1項の規定により傷害死亡保険金が支払われる場合において、前項の規定による死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ③ 保険契約締結の後において、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を新たに指定または変更することができます。
- ④ 前項の規定による死亡保険金受取人の指定または変更を行う場合には、保険契約者は、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- ⑤ 第2条(傷害死亡保険金の支払)第1項の規定により傷害死亡保険金が支払われる場合において、死亡保険金受取人がすでに死亡しており、かつ、第3項の規定による新たな死亡保険金受取人が指定されていなかったときは、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、順次の法定相続人とします。)で生存している者を死亡保険金受取人とします。

第6条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱)

- ① この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- ③ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

第7条(普通約款および傷害基本特約の適用除外)

この特約条項においては、普通約款第18条(保険契約者が複数の場合の取扱)および傷害基本特約第10条(事故の通知)の規定は適用しません。

第8条(普通約款の読み替え)

この特約条項においては、普通約款第19条(契約内容の登録)第1項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「
① 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会(以下この条において「協会」といいます。))に登録します。

- (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 死亡保険金受取人の氏名

別表1(第3条関係)

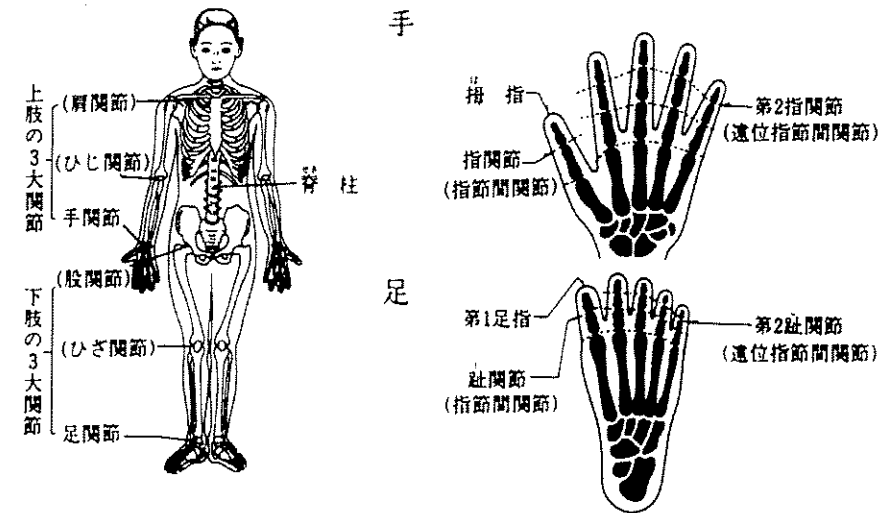
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) 1眼が失明したとき	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき	100%
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1) 1腕または1脚を失ったとき	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき	20%
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき	8%
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%

9. 足指の障害

(1) 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき	5%
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき	100%

(注1) 第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節などの説明図



別表2(第3条第5項関係)

1. 両眼が失明したとき
 2. 両耳の聴力を全く失ったとき
 3. 両腕(手関節以上をいう)を失ったときまたは両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき
 4. 両脚(足関節以上をいう)を失ったときまたは両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき
 5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき
- (注1) 第3号および第4号の規定中「手関節」および「足関節」については別表1(注2)の関節などの説明図によります。
- (注2) 第3号および第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

- (4) 傷害死亡保険金額
- (5) 保険期間
- (6) 当会社名

」

第9条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款、傷害基本特約およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

団体医療保険 その他の費用等に関する特約

個人賠償責任危険担保特約条項

レンタル用品賠償責任担保特約条項

救援者費用等担保特約条項

携行品損害担保特約条項

携行品損害拡張担保特約条項

携行品損害担保特約条項の保険の目的の追加に関する特約条項

キャンセル費用担保特約条項

手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。

(3) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

(4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するとき、または提起されたときは、ただちに書面により当会社に通知すること。

② 保険契約者または被保険者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は、同項第1号および第4号の場合は保険金を支払いません。また、同項第2号の場合は防止または軽減することができたと認められる損害額を、同項第3号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して支払額を決定します。

第8条(当会社による解決)

① 当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

② 被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

第9条(保険金の請求)

① 被保険者またはその代理人が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 当会社の定める事故状況報告書

(2) 示談書その他これに代わるべき書類

(3) 損害を証明する書類

(4) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者またはその代理人が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第10条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

① 第1条(当会社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

② 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条(代位)

① 当会社は、保険金を支払ったときは、支払った金額の限度において、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、次の権利を取得します。

(1) 被保険者が第三者から損害の賠償を受けるときは、その損害賠償請求権

(2) 被保険者が損害を賠償したことによって代位取得するものがあるときは、その代位権

② 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのため

に当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第12条(普通約款の適用除外)

この特約条項の規定が適用される場合には、普通約款第3条(保険金を支払わない場合)および第16条(代位)の規定は適用しません。

第13条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第2条(責任の始期および終期)第3項の規定中「支払事由の原因」とあるのは「事故」と読み替えて適用します。

(2) 第4条(告知義務)第3項第3号の規定中「支払事由の原因となった事由が生じる前に」とあるのは「事故が発生する前に」

(3) 第4条(告知義務)第5項の規定中「支払事由の原因となった事由」とあるのは「事故による損害」

(4) 第5条(保険料の返還または請求—告知義務)第3項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とあるのは「発生していた事故による損害」

(5) 第8条(保険契約の無効)第2号の規定中「傷害基本特約条項に規定する支払事由またはその原因」とあるのは「事故」

(6) 第10条(保険料の返還—無効、失効の場合)第2項の規定中「事由」とあるのは「損害」

(7) 第11条(保険契約の解除)第2項第1号の規定中「支払事由またはその原因」とあるのは「事故」

(8) 第11条(保険契約の解除)第5項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とあるのは「事故による損害」

(9) 第13条(保険料の返還—解除の場合)の規定中「事由」とあるのは「損害」

(10) 第14条(保険金の支払)第1項の規定中「基本特約条項に定める保険金の請求の手続き」とあるのは「この特約条項第9条(保険金の請求)第1項の規定による手続き」

第14条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

レンタル用品賠償責任担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

- ① 当会社は、被保険者自らが使用する目的で、被保険者がレンタル業者から日本国内において賃借したレンタル用品が、被保険者に引き渡されてからレンタル業者に返還されるまでの間に、滅失、き損もしくは汚損(以下この特約条項において「損壊」といいます。)した場合または盗取された場合に、当該損壊または盗取について被保険者がレンタル業者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約条項および団体医療保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、保険金を支払います。
- ② この特約条項において、レンタル用品とは、賃貸借の期間が6か月以内の賃貸借の用に供される動産をいいます。ただし、不動産に付随して賃貸借され、かつ、不動産に備え付けられた動産を除きます。
- ③ この特約条項において、レンタル業者とは、業としてレンタル用品を賃貸する者をいいます。

第2条(被保険者の定義)

- ① この特約条項における被保険者は、次の各号に掲げる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
 - (1) 普通約款第1条(当会社の支払責任)に規定する被保険者(以下この条において「本人」といいます。)
 - (2) 本人の配偶者
 - (3) 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - (4) 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ② 前項の本人と本人以外の被保険者との続柄は、前条第1項の損壊または盗取の発生時におけるものをいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- ① 当会社は、次の各号に掲げる物の損壊または盗取について被保険者が賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - (2) 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
 - (3) 自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機
 - (4) 鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物
 - (5) 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 - (6) 動物、植物等の生物
 - (7) 公序良俗に反する物
 - (8) その他下欄記載の物

- ② 当会社は、レンタル用品が次の各号のいずれかに該当する間に損壊した場合または盗取された場合には、保険金を支払いません。
 - (1) 被保険者の職務の用に供されている間
 - (2) 被保険者以外の者に転貸されている間
- ③ 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによるレンタル用品の損壊または盗取について、被保険者が賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (3) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - (4) 被保険者が賃借したレンタル用品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外にレンタル用品を使用したこと
 - (5) 被保険者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した瑕疵
 - (6) レンタル用品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色またはねずみ食い、虫食いその他類似の事由
 - (7) 偶然な外来の事故に直接起因しないレンタル用品の電気的事故または機械的事故
 - (8) レンタル用品の置き忘れまたは紛失
 - (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - (11) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (12) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (13) 第11号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (14) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りではありません。
- ④ 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 被保険者とレンタル業者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (2) 被保険者が賃借したレンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任

第4条(支払保険金の範囲)

当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限り、

(1) 被保険者がレンタル業者に支払うべき損害賠償金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、いかなる場合にもレンタル用品の時価額(損壊または盗取が生じた地および時におけるレンタル用品の価額をいいます。)をこえないものとします。

ア. レンタル用品の損壊を修理できない場合または盗取された場合には賃貸借契約に基づく損害賠償金

イ. レンタル用品の損壊を修理できる場合には修理費(損壊が生じた地および時において、レンタル用品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。)に相当する損害賠償金

(2) 第1条(当会社の支払責任)の損壊または盗取が発生した場合において、被保険者が第6条(事故の発生)第1項第3号に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めた費用および同項第4号の手続のために必要な費用

(3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

(4) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

(5) 第7条(当会社による解決)第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第5条(保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

(1) 前条第1号の損害賠償金の額から、被保険者の自己負担額(保険証券記載の免責金額または当該損害賠償金の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第2項において同様とします。)を差し引いた額。ただし、保険期間を通じ(保険期間が1年をこえる保険契約においては契約年度(初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。))ごとに保険証券記載のこの特約条項の保険金額(この条において「保険金額」といいます。)を限度とします。

(2) 前条第2号から第5号までの費用については、その全額。ただし、同条第3号および第4号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が保険金額をこえる場合は、その保険金額の同号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条(事故の発生)

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。))は、第1条(当会社の支払責任)の損壊または盗取が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

(1) レンタル用品の損壊または盗取の発生日時および場所、レンタル業者の住所、氏名、レンタル用品、レンタル用品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所および氏名を事故の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) レンタル用品が盗取された場合にあつては、ただちに警察署へ届け出ること。

(3) レンタル用品の損壊または盗取によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

(4) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

(5) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

(6) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面により当会社に通知すること。

(7) 当会社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は同項第1号、第2号、第6号および第7号の場合は保険金を支払いません。また、同項第3号の場合は防止または軽減できたと認められる額を、同項第4号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、同項第5号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して保険金を支払います。

第7条(当会社による解決)

① 当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で、レンタル業者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

② 被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

第8条(保険金の請求)

① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 当会社の定める事故状況報告書

(2) 示談書その他これに代わるべき書類

(3) 損害を証明する書類

(4) 盗難による損害の場合には警察署の盗難届出証明書

② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当会社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

④ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

① 第1条(当会社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

② 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に被保険者の自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第10条(代位)

- ① 当社が保険金を支払ったときに、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、当社は、支払った保険金の額を限度として、かつ、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、その損害賠償請求権を取得します。
- ② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第11条(普通約款の適用除外)

この特約条項の規定が適用される場合には、普通約款第3条(保険金を支払わない場合)および第16条(代位)の規定は適用しません。

第12条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第2条(責任の始期および終期)第3項の規定中「支払事由の原因」とあるのは「事故」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条(告知義務)第3項第3号の規定中「支払事由の原因となった事由が生じる前に」とあるのは「事故が発生する前に」
- (3) 第4条(告知義務)第5項の規定中「支払事由の原因となった事由」とあるのは「事故による損害」
- (4) 第5条(保険料の返還または請求—告知義務)第3項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とあるのは「発生していた事故による損害」
- (5) 第8条(保険契約の無効)第2号の規定中「傷害基本特約条項に規定する支払事由またはその原因」とあるのは「事故」
- (6) 第10条(保険料の返還—無効、失効の場合)第2項の規定中「事由」とあるのは「損害」
- (7) 第11条(保険契約の解除)第2項第1号の規定中「支払事由またはその原因」とあるのは「事故」
- (8) 第11条(保険契約の解除)第5項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とあるのは「事故による損害」
- (9) 第13条(保険料の返還—解除の場合)の規定中「事由」とあるのは「損害」
- (10) 第14条(保険金の支払)第1項の規定中「基本特約条項に定める保険金の請求の手続き」とあるのは「この特約条項第8条(保険金の請求)第1項の規定による手続き」

第13条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

救援者費用等担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

① 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この特約条項および団体医療保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- (1) 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- (2) 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- (3) 保険期間中に被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が事故によってその身体に傷害(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。))を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。)を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院(他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約条項において同様とします。))が必要と認めた場合に限り)した場合

② この特約条項において入院とは、医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第2条(被保険者の定義)

この特約条項における被保険者は、普通約款第1条(当会社の支払責任)に規定する被保険者とします。

第3条(費用の範囲)

第1条(当会社の支払責任)第1項の費用とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索、救助または移送(以下この条において「捜索等」といいます。)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- (2) 交通費
被保険者の捜索等、看護または事故処理を行うために事故発生地または被保険者の収容地(以下この条においてこれらを「現地」といいます。)へ赴く被保険者の親族(これらの者の代理人を含みます。以下この条において「救援者」といいます。)の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第1条(当会社の支払責任)第1項第2号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- (3) 宿泊料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を

限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第1条(当会社の支払責任)第1項第2号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

(4) 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくは当該住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。)をいいます。ただし、被保険者が広戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

(5) 諸雑費

救援者の渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、次の各号のいずれかの金額を限度とします。

ア. これらの費用が、被保険者が日本国外において第1条(当会社の支払責任)第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、20万円

イ. これらの費用が、被保険者が日本国内において第1条(当会社の支払責任)第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円

第4条(保険金を支払わない場合)

① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第1条(当会社の支払責任)第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(以下「自転車」といいます。)を運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

(13) 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

② 当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものによって第1条（当社の支払責任）第1項第3号の入院をしたことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払額）

当社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、当社が妥当と認めた部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条（支払保険金の限度）

当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険証券記載のこの特約条項の保険金額（以下この条において「保険金額」といいます。）をもって限度とします。ただし、保険期間が1年をこえる保険契約においては、契約年度（初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。）ごとに保険金額をもって限度とします。

第7条（事故の発生）

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

(1) 第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 第1条（当社の支払責任）第1項第1号または第2号の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

イ. 第1条（当社の支払責任）第1項第3号の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

(2) 第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことによって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

(3) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

(4) あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

(5) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面により当社に通知すること。

(6) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当社は同項第1号、第5号および第6号の場合は保険金を支払いません。また、同項第2号の場合は防止または軽減できたと認められる額を、同項第3号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、同項第4号の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 被保険者が第1条（当社の支払責任）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類

(2) 保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）各号に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

② 当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

④ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第9条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当社の支払責任）第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{費用の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

第10条（代位）

① 当社が保険金を支払ったときに、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、当社は、支払った保険金の額を限度として、かつ、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、その損害賠償請求権を取得します。

② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第11条（普通約款の適用除外）

この特約条項の規定が適用される場合には、普通約款第3条（保険金を支払わない場合）および第16条（代位）の規定は適用しません。

第12条（普通約款の読み替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第2条（責任の始期および終期）第3項の規定中「支払事由の原因」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項に掲げる場合のいずれかに該当した」と読み替えて適用します。

(2) 第4条（告知義務）第3項第3号の規定中「支払事由の原因となった事由が生じる前に」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項に掲げる場合のいずれかに該当する前に」

(3) 第4条（告知義務）第5項の規定中「支払事由の原因となった事由が発生した後に」とあるのは「この特約条項第1条（当社の支払責任）第1項に掲げる場合のいずれかに該当した後に」

(4) 第5条（保険料の返還または請求—告知義務）第2項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とある

のは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)第1項に掲げる場合のいずれかに該当したことによる損害」

- (5) 第8条(保険契約の無効)第2号の規定中「傷害基本特約条項に規定する支払事由またはその原因」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)第1項に掲げる場合のいずれかに該当したこと」
- (6) 第10条(保険料の返還—無効、失効の場合)第2項の規定中「事由」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)第1項に掲げる場合のいずれかに該当したことによる損害」
- (7) 第11条(保険契約の解除)第2項第1号の規定中「支払事由またはその原因」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)第1項に掲げる場合のいずれかに該当したことまたはそれらの原因」
- (8) 第11条(保険契約の解除)第5項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)第1項に掲げる場合のいずれかに該当したことによる損害」
- (9) 第13条(保険料の返還—解除の場合)の規定中「事由」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)第1項に掲げる場合のいずれかに該当したことによる損害」
- (10) 第14条(保険金の支払)第1項の規定中「基本特約条項に定める保険金の請求の手続き」とあるのは「この特約条項第8条(保険金の請求)第1項の規定による手続き」

第13条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

携行品損害担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、偶然な事故(以下この特約条項において「事故」といいます。)によって、保険の目的について生じた損害に対して、この特約条項および団体医療保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、保険金を支払います。

第2条(被保険者の定義)

この特約条項における被保険者は、普通約款第1条(当会社の支払責任)に規定する被保険者となります。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者(保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りではありません。
- (4) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (8) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (9) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (10) 第8号以外の放射線照射または放射能汚染
- (11) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りではありません。
- (12) 保険の目的の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- (13) 保険の目的の自然の消耗または性質によるさび、かび変色その他類似の事由またはねずみ

食い、虫食い等

- (14) 保険の目的の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- (15) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- (16) 保険の目的である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的に生じた損害についてはこの限りではありません。
- (17) 保険の目的の置き忘れまたは紛失

第4条(保険の目的およびその範囲)

- ① 保険の目的は、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限り、かつ、
- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、保険の目的に含まれません。
 - (1) 船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - (2) 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - (3) 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - (4) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物
 - (5) 動物および植物
 - (6) 手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手
 - (7) 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
 - (8) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - (9) その他保険証券記載の物

第5条(損害額の決定)

- ① 当会社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の目的の価額(以下この特約条項において「保険価額」といいます。)によって定めます。
- ② 保険の目的の損傷を修繕し得る場合においては、保険の目的を損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(格落損)は損害額に含みません。
- ③ 保険の目的が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が当該保険の目的全体の価値に及ぼす影響を考慮し、前2項の規定によって損害額を決定します。
- ④ 保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。第6項において同様とします。)が、次の各号に掲げる費用を負担したときは、その費用および前3項の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 - (1) 第7条(事故の発生)第1項第3号に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めたもの
 - (2) 第7条(事故の発生)第1項第4号に規定する手続のために必要な費用
- ⑤ 前各項の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の目的の保険価額をこえるときは、当該保険価額をもって損害額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、保険の目的が鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券

は除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券(以下この特約条項において「乗車券等」といいます。))の場合においては、当該乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第4項各号の費用の合計額を損害額とします。

- ⑦ 保険の目的の1個、1組または1対について損害額が10万円をこえるときは、当社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の目的が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の目的の損害額の合計が5万円をこえるときは、当社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条(保険金の支払額)

- ① 当社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載のこの特約条項の保険金額(以下この条において「保険金額」といいます。))をもって限度とします。ただし、保険期間が1年をこえる保険契約においては、契約年度(初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。))ごとに保険金額をもって限度とします。

第7条(事故の発生)

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。))は、第1条(当社の支払責任)の事故が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

(1) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人があるときは、その者の住所および氏名をその原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署へ届け出ること。

ただし、盗難にあった保険の目的が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかををただちに行うこと。

ア. 小切手の場合

当該小切手の振出人(被保険者が振出人である場合を除きます。))および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

当該運輸機関(宿泊券の場合は当該宿泊施設)または発行者への届出

- (3) 事故によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- (4) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- (5) あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支払しないこと。
- (6) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面により当社に通知すること。
- (7) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当社は同項第1号、第2号、第6号および第7号の場合は保険金を支払いません。また、同項第3号の場合は防止または軽減できたと認められる額を、同項第4号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、同項第5号の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して保険金を支払います。

第8条(保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。))が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 当社の定める事故状況報告書

(2) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りません。

(3) 保険の目的の損害の程度を証明する書類

- ② 当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

④ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第9条(被害物の調査)

① 保険の目的について損害が生じたときは、当社は、保険の目的および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。

② 保険契約者または被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による調査に協力しなかったときは、当社は、保険金を支払いません。

第10条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

① 第1条(当社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

② 前項の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。))は、盗取された保険の目的を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条(残存物および盗難品の帰属)

① 当社が保険金を支払ったときは、保険の目的の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、被保険者の所有に属するものとします。

- ② 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第5条（損害額の決定）第4項第1号の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- ④ 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は保険金の保険価額（保険の目的が乗車券等の場合は損害額）に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（第5条（損害額の決定）第4項第1号の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。
- ⑤ 第2項または前項ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の目的のき損または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第13条(代位)

- ① 当社が保険金を支払ったときに、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、当社は、支払った保険金の額を限度として、かつ、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、その損害賠償請求権を取得します。
- ② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第14条(普通約款の適用除外)

この特約条項の規定が適用される場合には、普通約款第3条(保険金を支払わない場合)および第16条(代位)の規定は適用しません。

第15条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第2条（責任の始期および終期）第3項の規定中「支払事由の原因」とあるのは「事故」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（告知義務）第3項第3号の規定中「支払事由の原因となった事由が生じる前に」とあるのは「事故が発生する前に」
- (3) 第4条（告知義務）第5項の規定中「支払事由の原因となった事由」とあるのは「事故による損害」
- (4) 第5条（保険料の返還または請求—告知義務）第3項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とあるのは「発生していた事故による損害」
- (5) 第8条（保険契約の無効）第2号の規定中「傷害基本特約条項に規定する支払事由またはその原因」とあるのは「事故」
- (6) 第10条（保険料の返還—無効、失効の場合）第2項の規定中「事由」とあるのは「損害」
- (7) 第11条（保険契約の解除）第2項第1号の規定中「支払事由またはその原因」とあるのは「事故」
- (8) 第11条（保険契約の解除）第5項の規定中「支払事由」とあるのは「事故による損害」

- (9) 第13条（保険料の返還—解除の場合）の規定中「事由」とあるのは「損害」
- (10) 第14条（保険金の支払）第1項の規定中「基本特約条項に定める保険金の請求の手続き」とあるのは「この特約条項第8条（保険金の請求）第1項の規定による手続き」

第16条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

携行品損害拡張担保特約条項

当社は、この特約条項により、携行品損害担保特約条項第4条(保険の目的およびその範囲)第2項にかかわらず、次の各号に掲げる物を保険の目的に含むものとします。

- (1) 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (2) 眼鏡

携行品損害担保特約条項の保険の目的の追加に関する特約条項

当社は、この特約条項により、携行品損害担保特約条項第4条(保険の目的およびその範囲)第2項の規定にかかわらず、第2号から第8号までに記載された物のうち、次に記載された物を保険の目的に含むものとします。

ハングライダー（搭乗中は除く）、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

キャンセル費用担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

- ① 当会社は、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院(以下この特約条項において「キャンセル事由」といいます。)によって、被保険者が第3条(特定のサービスの範囲)に規定する特定のサービスの提供をうけられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約条項および団体医療保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い、保険金を支払います。
- ② この特約条項において入院とは、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約条項において同様とします。)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ③ 第1項に規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第2条(被保険者の定義)

この特約条項における被保険者は、普通約款第1条(当会社の支払責任)に規定する被保険者とします。

第3条(特定のサービスの範囲)

第1条(当会社の支払責任)第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当するものに限り、

- (1) 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- (4) 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (5) 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- (6) 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第4条(キャンセル費用の範囲)

- ① 第1条(当会社の支払責任)第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
- ② 前項のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、ただし、被保険者がサービスの提供をうけられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- ③ 第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当会社が認める金額に限り、

第5条(サービスの提供される時期と支払責任の関係)

- ① 当会社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。

(1) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、被保険者の死亡の場合には、この限りではありません。

(2) 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内

- ② 当会社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、保険金を支払いません。
- ③ 第3条(特定のサービスの範囲)のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程(旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。)が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条(キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係)

- ① 当会社は、第1条(当会社の支払責任)第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。
- ② 前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当会社は、保険金を支払いません。

第7条(キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係)

- ① 当会社は、普通約款第2条(責任の始期および終期)に規定する保険責任の始期または保険料領収前(この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約の保険責任の開始日に保険責任が終了する前契約の始期または保険料領収前とします。)に、キャンセル事由の原因(被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族について、第1条(当会社の支払責任)第1項の死亡または入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。)が生じていたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 前項の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条(保険期間と支払責任の関係)

当会社は、この保険契約の保険期間中にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第9条(保険金を支払わない場合)

- ① 当会社は、第1条(当会社の支払責任)第1項の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に係るものである場合には、保険金を支払いません。
- ② 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意
 - (2) 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
 - (5) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事

故

- (6) 妊娠、出産、早産または流産による入院
- (7) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの(原因のいかんを問いません。)
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

第10条(保険金の支払額)

当会社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条(キャンセル費用の範囲)に規定するキャンセル費用の額から、被保険者の自己負担額(保険証券記載の免責金額または当該キャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。第16条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第2項において同様とします。)を差し引いた額とします。

第11条(支払保険金の限度)

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険証券記載のこの特約条項の保険金額(以下この条において「保険金額」といいます。)をもって限度とします。ただし、保険期間が1年をこえる保険契約においては、契約年度(初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。)ごとに保険金額をもって限度とします。

第12条(損害防止義務)

- ① 第1条(当会社の支払責任)第1項のキャンセル事由が発生した場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生を防止または軽減につとめなければなりません。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して保険金を支払います。

第13条(回収金額の控除)

被保険者が負担したキャンセル費用について第三者より支払われた損害賠償金等の回収金があるときは、その額を被保険者が負担した第1条(当会社の支払責任)に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条(事故の発生)

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)は、第1条(当会社の支払責任)第1項のキャンセル事由が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - (1) キャンセル事由の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - (2) キャンセル事由の発生によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要

な措置を講ずること。

- (3) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - (4) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - (5) 損害賠償に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面により当社に通知すること。
 - (6) 当会社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当会社は同項第1号、第5号および第6号の場合は保険金を支払いません。また、同項第2号の場合は防止または軽減できたと認められる額を、同項第3号の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができた認められる額を、同項第4号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して保険金を支払います。

第15条(保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - (1) 当会社の定める事故状況報告書
 - (2) サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
 - (3) 被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
 - (4) 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
 - (5) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書
 - (6) 入院(医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。)がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書
 - (7) 死亡または入院の直接の原因が疾病であるときは、その疾病が保険責任の始期または保険料領取日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書
 - (8) 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

④ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第16条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- ① 第1条(当会社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

② 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に被保険者の自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第 17 条(当会社の指定医による診察等の要求)

① 当会社は、第 14 条(事故の発生)第 1 項第 4 号の規定による通知または第 15 条(保険金の請求)第 1 項第 4 号の書類を受け取った場合において、必要と認めるときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の 1 親等以内の親族の身体の診察を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)等の関係者に対して求めることができます。

② 前項の規定による当会社の申出について、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第 18 条(代位)

① 当会社が保険金を支払ったときに、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、当会社は、支払った保険金の額を限度として、かつ、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、その損害賠償請求権を取得します。

② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第 19 条(普通約款の適用除外)

この特約条項の規定が適用される場合には、普通約款第 3 条(保険金を支払わない場合)、第 16 条(代位)および第 19 条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第 20 条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第 2 条(責任の始期および終期)第 3 項の規定中「支払事由の原因」とあるのは「生じた特定のサービスの提供をうけられなくなったことによる損害」と読み替えて適用します。
- (2) 第 4 条(告知義務)第 3 項第 3 号の規定中「支払事由の原因となった事由が生じる前に」とあるのは「特定のサービスの提供をうけられなくなったことによる損害が発生する前に」
- (3) 第 4 条(告知義務)第 5 項の規定中「支払事由の原因となった事由」とあるのは「特定のサービスの提供をうけられなくなったことによる損害」
- (4) 第 5 条(保険料の返還または請求—告知義務)第 3 項の規定中「その原因が生じていた支払事由」とあるのは「生じた特定のサービスの提供をうけられなくなったことによる損害」
- (5) 第 8 条(保険契約の無効)第 2 号の規定中「傷害基本特約条項に規定する支払事由またはその原因」とあるのは「特定のサービスの提供をうけられなくなったことによる損害」
- (6) 第 10 条(保険料の返還—無効、失効の場合)第 2 項の規定中「事由」とあるのは「損害」
- (7) 第 11 条(保険契約の解除)第 2 項第 1 号の規定中「支払事由またはその原因」とあるのは「特定のサービスの提供をうけられなくなったことによる損害」
- (8) 第 11 条(保険契約の解除)第 5 項の規定中「支払事由」とあるのは「特定のサービスの提供をうけられなくなったことによる損害」
- (9) 第 13 条(保険料の返還—解除の場合)の規定中「事由」とあるのは「損害」

(10) 第 14 条(保険金の支払)第 1 項の規定中「基本特約条項に定める保険金の請求の手続き」とあるのは「この特約条項第 15 条(保険金の請求)第 1 項の規定による手続き」

第 21 条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。